

第 39 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2014 年 4 月 26 日 発 行
URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a> email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a> 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]	<b>非常勤の声</b>	委員長: 新屋敷 健 email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a> 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

1. 関西大学が 5 年を超えて契約すれば無期契約に転換すると回答 p. 1-2
2. 龍谷大学が改正労働契約法 18 条を遵守すると回答 p. 2
3. 大阪成蹊短期大学で雇い止め撤回 p. 2    4. 神戸学院大学で雇い止め撤回 p. 3
5. 第 11 回組合総会、開催 p. 3-4

## 関西大学が、非常勤講師「5年を超えて契約すれば無期契約」に転換すると回答

昨年 12 月 19 日に関西大学と関西圏大学非常勤講師組合との団体交渉がおこなわれました。この団体交渉の席上で、大学側は「昨年から法人と教務関係者で改正労働契約法にどう対応するかを検討してきた結果、11 月末に大学として非常勤講師が 5 年を超えて雇用が継続される場合、本人の申し出によって無期契約に転換する。これを回避するための『クーリング期間』は置かないと決定した」と回答しました。改正労働契約法 18 条が施行されて 1 年近くになりますが関西圏の大学で労働契約法改正の趣旨に沿って 5 年を超えると無期契約に転換すると言明したのは関西大学が初めてです。この決定は今後、関西圏や全国の私立大学に大きな影響を与えることになると考えられます。また、組合としても他大学にも 5 年を超えると無期転換にするよう強く要求していきます。

2013 年労働契約法 18 条施行後、日本私立大学団体連合会は昨年、6 月と 9 月に非常勤

講師などを 5 年で無期転換になることに対し「適用除外」を設けるよう文部科学大臣に要請しました。さらに国立大学協会も 9 月に同じような要望を文科大臣に提出しています。これらの要望を踏まえて、政府は昨年 12 月に国会で「研究開発力強化法」の改正を衆参の委員会でわずか 3 時間弱の審議で強行可決し研究者の場合は 5 年での無期転換を 10 年に延長する労働契約法の特例条項を入れました。これを受けて今年に入って、昨年 5 年上限ルールを導入した大阪大学は、5 年を 10 年に延長する就業規則の変更を強行しました。

このように大学、大学団体、文科省が、改正労働契約法 18 条のがれを画策している中で、組合は 2012 年夏に労働契約法が改正されて以降、関西圏の多くの大学と交渉し、労働契約法の趣旨を尊重し 5 年を超えると無期契約に転換にすること、それを回避するための「クーリング期間」は置かないよう要求

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-6763-3201(江尻) 月の午後、水の午後 メール：[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)

してきました。しかし、立命館大学、同志社大学、龍谷大学など関西圏の私立大学のほとんどは、「現在、検討中」として、他大学の様子見を決め込み日本私立大学団体連合会の「適用除外」の要望に期待し態度を明確にしませんでした。「研究開発力強化法」の非常勤講師への適用に関しても検討しているようです。

このような中で関西大学が5年で無期契約に転換にすると決定したことは良識ある

## 龍谷大学、改正労働契約法18条を遵守すると回答

3月の定期団交において、大学は改正労働契約法の趣旨（とりわけ18条）を尊重し、4年や9年で雇い止めということは考えていないし、更新回数も制限しない、また脱法目的のクーリングオフは導入しないと明言しました。有期職員については今年4月から徐々に無期に転換し、ゆくゆくは事務系職員の半分は無期にし、事務系以外の職員は全員無期に転換するそうです。非常勤講師に関し

判断です。

もっとも、5年で契約が無期転換になっても非常勤講師の待遇が良くなるわけではありませんし、カリキュラム再編で担当コマがなくなれば雇い止めになります。非常勤講師の現状が大きく改善されるわけではありません。組合は、非常勤講師の賃金の大幅引き上げなど待遇改善を引き続き強く要求していきます。（文責・江尻）

て、無期転換すると給与体系をどうするか、それとの関連で担当科目数の変動と給与の関係をどうするかなど、テクニカルな点を検討中だそうです。法律を遵守するのは当然であると明言したので、組合は「ならば5年で無期転換すると明言せよ」とせまりましたが、なぜかそれはまだ言えないということでした。（文責 長澤）

## 大阪成蹊短期大学で雇い止め撤回

大阪成蹊短期大学で17年勤めてきた英語の非常勤講師のAさんは、大学からカリキュラムの再編という理由で大学から雇い止め通告を受けました。Aさんだけでなく多くの非常勤講師が雇い止めや減コマになっているとの相談を受け、組合はただちに大学に団体交渉を申し入れ、12月11日に第1回目の団体交渉をおこないました。大学側は学長が最初に「英語教育について全面的な見直しを進めており、これを今年10月に大枠を決め人の配置、教材、コマの配置を検討した結果、残念ながらAさんが雇い止めになった」と説

明しました。また、次年度雇い止めになる非常勤講師は5人で通年14コマが減ることを明らかにしました。その一方、新規に2人の非常勤講師を採用することを明らかにしました。

組合は、17年も勤めてきた非常勤講師にいきなり雇い止めの文書を出して、その理由について後で説明するやり方は手続き上問題があり労働契約法19条違反の疑いがあると大学に問いいただきました。大学が英語の教育改革を進めているのならば、そのことについて現在いる非常勤講師のなかで適材の人

がないかをまず検討、相談しそのうえで決定すべきと指摘しました。これについて学長からの反論はなく、手続き上問題があったことを認め、今回の経過全体について再検討し回答することになりました。

12月25日に2回目の団体交渉がおこなわれ、大学側はカリキュラムの再編については白紙撤回する。Aさんの雇い止めは撤回すると回答しました。

同短大では、一昨年にも音楽の非常勤講師

らが複数雇い止めになりましたが、それに対する非常勤講師側の対応の遅れから十分にたたかえませんでした。この教訓を受けて当大学の非常勤講師がメールなどでの情報交換を進め、短大側に対し素早く対応し組合に相談したことが良い結果につながったと思います。大学側が変な行動に出れば非常勤講師間での情報を共有しできるだけ早く組合までご相談ください。

(文責・江尻)

## 神戸学院大学、Bさんの雇い止めを撤回

2011年度から講義を後期1コマだけ担当していたBさんは、昨年12月に、新採用の専任がその講義を担当することになったため、雇い止めするとの通告を受けました。窓口専任とのメールのやり取りで、この講義科目は臨時的な要素が強いと言われたのですが、そのような説明は今まで聞いたこともなく、当然のことながら、ずっと担当できると思っていたため、このような通告には納得できず、すぐに組合に相談にいられました。Bさんには窓口専任に対してやめる気はない

ことを伝え続けるように助言し、組合は同時に団交の申し込みをしました。その結果、団交を待たずに大学からコマを回復するとの回答がきました。回答には、説明はしたはずとしつつも、コマ回復の理由は書いてありませんでした。Bさんが雇い止めの通告を受けてすぐに当組合に相談にこられたことと、実際には大学側も説明不足であると自覚したことが今回の結果につながったと組合は考えています。(文責 長澤)

## 第11回組合総会開催

3月18日にエルおおさかで第11回組合総会が多数の組合員の参加のもと開催されました。議長選出、委員長の開会宣言のあと、関西私大教連の下地委員長、ゼネラルユニオンの山原委員長、首都圏組合の松村委員長、関西単一労組阪大分会の加藤さん、ユニオンぼちぼちの村上さん、大阪大学教職員組合の北泊副委員長、大阪大学箕面地区教職員組合の今岡委員長から挨拶がありました。また、あとから来られた東海圏組合の前田書記長

からもあいさつがありました。首都圏の松村委員長からは最近の早稲田大学をめぐる状況について詳しい報告がありました。

来賓の挨拶後、総会参加者の自己紹介と近況について各人から発言があり交流がおこなわれました。組合員で弁護士の中村和雄さんも参加され、昨年の労働契約法改正などいろいろなやりとりもありました。その後江尻書記長から昨年度の活動総括の報告がおこなわれ、各大学との定期交渉での成果や大阪

大学を労基法 90 条違反で刑事告訴したことなど、また労働契約法 18 条問題で、立命館大学教職員組合、大阪大学関係の各組合との協力共同関係が前進したこと、非正規労働者との連帯について「なんなん集会」「官製ワーキングプア大阪集会」などに参加したことなどの報告がありました。昨年度の会計について大嶋会計担当者から報告があり、ジュネーブ派遣カンパなどもありカンパが一昨年より大幅に多く集まったことなどの報告が

ありました。その後、次年度活動方針、会計予算についても報告があり、これらについて賛成多数で採択されました。また、大阪府労働委員会から労働組合法に基づいて規約改正するよう要請があり、規約改正案が提案され参加者の賛成多数で改正がおこなわれました。最後に今年度の新執行委員 11 名が選出され閉会しました。総会后、近くの居酒屋で懇親会が開催され交流がおこなわれました。  
(文責・江尻)

## 愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

# 今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の 89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約 1/3 を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけでなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで (fax 072-695-8031 江尻自宅) で申し込みの上、組合費 1 年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所 (        -        )		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)		

組合費： 10000 円／年 (年収 150 万円未満の方は 4000 円／年)

賛助会費： 1 口 1000 円／年 (3 以上の口協力をお願いします)

